

公立大学法人岡山県立大学中期計画について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、公立大学法人岡山県立大学から認可申請のあった別添「公立大学法人岡山県立大学中期計画」について、8月24日付けで認可したので報告する。

○中期計画の趣旨

中期計画は、地方独立行政法人が、設立団体の長から指示された中期目標を達成するための、措置、予算等を盛り込んだ計画である。

設立団体の長は、中期計画の認可にあたって、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

○中期計画の期間

中期目標の期間に同じ（公立大学法人の場合は6年間）

○中期計画に定める事項

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 4 短期借入金の限度額
- 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 6 剰余金の使途
- 7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
 - (1) 施設及び設備に関する計画
 - (2) 中期目標の期間を超える債務負担
 - (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途
 - (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(参考)

○地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 以下略

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聽かなければならない。

4 以下略

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。

5 以下略

○岡山県地方独立行政法人法施行細則抜粋

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標（法第25条第1項前段に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てができる積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

公立大学法人岡山県立大学中期計画の概要

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

学士教育では、様々な社会の要請に的確に対応できる人材を育成する。大学院教育では、専門分野において、高度な知識をもち指導的な役割を果たす技術者、研究者を育成する。

○国家試験の合格率 (%)

試験名	現状 (H13-18年度平均)	目標 (最終年度)
看護師国家試験	97	100
保健師国家試験	87	90
助産師国家試験	90	100
管理栄養士国家試験	89	95
社会福祉士国家試験	65	80

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示するとともに、高大接続教育を意図した教育課程の編成等を行う。また、公的試験研究機関等と連携大学院方式の推進等に取り組む。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

適切な教員の配置に努めるとともに、職員の専門性の向上等を図る。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

指導体制の強化、学生のキャリア形成を支援するとともに、学生が就職活動を効果的に展開できるよう充実を図る。

○卒業生の就職率 (%)

現状 (H13-18年度平均)	目標 (最終年度)
93	97

※就職率=就職者数／就職希望者数

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免制度の活用、各種奨学金の斡旋などにより支援する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

教員の水準向上を図るとともに、研究成果の学外へ情報発信、岡山TLOの活用等を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

連携大学院方式の推進、学部横断的な研究体制の組織化を図る。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

地域共同研究機構の機能強化等を図るとともに、移動型の情報発信基地（アクティブキャンパス）を設け、その活動を定着させる。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

岡山TLOとの緊密な連携を図り研究成果の地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

国際交流協定を締結している大学と幅広い分野での教育交流、共同研究等を展開する。

○国際交流協定締結大学数

現状（H18年度）	目標（最終年度）
3 大学	7 大学

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

理事長（学長）がリーダーシップを發揮し、学内の資源配分計画を戦略的に策定するとともに、大学の目標と教育研究上の重点分野に留意し、実績を踏まえて予算や人員の配分を行う。また、評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

各教育研究組織を継続的に点検・検討する委員会を機能させる。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

弾力的な勤務形態の導入を検討するとともに、任期制教員の拡大、兼職・兼業規制の緩和を図る。また、多面的で適正な人事評価制度を導入し、結果を研究費の配分、昇任等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

外部委託の活用、業務マニュアルの作成等を行うとともに、短期雇用の事務職員を採用するなど弾力的な雇用を行い、事務処理の迅速化・効率化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学生納付金については、コスト、手続の簡便性等の観点から収納方法の工夫を図る。
- ・ 外部研究資金等の獲得では、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金等の獲得に向けた戦略的取組を強化するとともに、共同研究・受託研究・教育研究奨励寄附金の外部研究資金の獲得をより一層推進する。

○科学研究費補助金応募件数（年間）

学部名	現状（H13-18年度平均）	目標（最終年度）
保健福祉学部	21件	42件以上
情報工学部	23件	40件以上
デザイン学部	2件	4件以上

○外部研究資金獲得件数（年間）

項目	現状（H13-18年度平均）	目標（最終年度）
共同研究	17件	28件以上
受託研究	7件	14件以上
教育研究奨励寄附金	19件	25件以上

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

大学施設の有効活用を推進するとともに、資産運用、資金管理については、競争原理を活かした余裕資金の運用を図るなど、安全性、安定性等を考慮しつつ、効果的に行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

契約期間の複数年度化や契約の集約化など、契約方法の弾力化を通じて、経費を削減するとともに、外部委託の拡大を図るなどの業務改革を行い、効果的・効率的な運営を行う。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

評価委員会を役員会の下に配置し、定期的に自己点検・評価を行うとともに、客観的な評価を行うため、認証評価機関による第三者評価を受ける。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

総括的な広報責任者を置き、戦略的に広報活動を展開できる体制を強化する。また、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供をホームページ等を通じて積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

設備の整備や高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を確立・強化する。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

セクシャルハラスメント等の人権侵害を防止するため、体制を整備する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

6年間の見込み額を計上

VII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

VIII 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

公立大学法人岡山県立大学中期計画

(前文)

公立大学法人岡山県立大学は、法人制度の導入効果を十分に活かし、自主的、自律的な運営のもと、地域に貢献する大学として、さらに発展していくため、中期目標に基づき、平成19年度から平成24年度における中期計画を、次のとおり定めるものである。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 現代社会の一員として生きる基礎能力を養う。

イ 専門性を修得させるとともに、専門を起点とする知識の拡がりを把握させる。

ウ 創造力と統合力を修得させる。

エ コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

所属学科・コース毎に専門の学術を学ばせるとともに、全学教育科目との間で教育内容の連携を図りながら、様々な社会の要請に的確に対応できる人材を育成する。

(ア) 保健福祉学部

① 看護学科

- ヒューマンケアリングが実践できる能力を育成するための教育を充実する。
- 地域社会に貢献できる看護師・保健師・助産師を育成するための教育を充実する。

○国家試験の合格率 (%)

試験名	現状(H13-18年度平均)	目標(最終年度)
看護師国家試験	97	100
保健師国家試験	87	90
助産師国家試験	90	100

② 栄養学科

- ライフサイエンスの理解を基本にして問題発見・解決能力を持つ管理栄養士を育成する

ための教育を充実する。

- 理論と実践の有機的な連携及び一体化を目指し、実践の場に則した教育の充実を図る。

○国家試験の合格率 (%)

試験名	現状(H13-18年度平均)	目標(最終年度)
管理栄養士国家試験	89	95

③ 保健福祉学科

- 子育て支援コース及び介護福祉コースを設置し、社会福祉学を基本にして少子高齢社会に対応できる専門職従事者の育成を目指す。

○国家試験の合格率 (%)

試験名	現状(H13-18年度平均)	目標(最終年度)
社会福祉士国家試験	65	80

(イ) 情報工学部

科学技術の進展とグローバル化、地域・社会における産業・技術の動向などを踏まえ、環境変動に適切に対応できる技術者を育成するため、教育プログラムを整備充実させる。

(ウ) デザイン学部では、これから時代と地域の課題に対応した新たな問題発見能力と、創造的な問題解決能力を有する有為な人材を育成するため、実技教育、少人数教育の充実など、教育体系や指導方法を整備充実させる。

イ 大学院教育

学部教育との連携を図りつつ、専門分野において、学際領域の研究を行い、高度な知識と柔軟な応用力をもち指導的な役割を果たす技術者、研究者を育成する。

また、社会人・外国人留学生等に対する教育・研究の拡充を目指す。

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

① 看護学専攻

- 臨床に密着した研究方法の修得を目指す。
- 看護職のリカレント教育の充実を図る。

② 栄養学専攻

- 高度の能力が要求される栄養学分野に対応できる人材の育成を目指す。

③ 保健福祉学専攻

- 臨床や現場における諸問題を多面的な観点から探索し、問題解決能力を有する高度な専門職従事者の育成を目指す。

【博士後期課程】

① 看護学領域

- ・ 臨床が求める看護の知を創造できる人材の育成を目指す。
- ・ 保健・医療の質の向上に貢献できる看護管理の専門家の育成を目指す。

② 分子栄養学領域及び応用栄養学領域

- ・ 国際的な先端研究を遂行でき、栄養学分野において指導的立場に立つことのできる教育者、研究者の育成を目指す。

③ 保健福祉学領域

- ・ 学際性・国際性・総合力を兼ね備え、保健福祉領域における学術の継承と発展を担う教育者、研究者の育成を目指す。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

技術者に求められる対応領域の多様化と高度化に適合できるように、学士課程との間で教育内容の連続性に留意しつつ、教育プログラムの展開を図る。

【博士後期課程】

情報技術を多様な分野に展開できる人材育成を図るために、教育の内容・方法・実施体制等の見直しを行う。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

高度な能力を備えたデザイナーを育成するため、学部に準じて研究科の機構改革を行うとともに、将来に向けての博士課程新設も研究する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとするべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における「どのような学生を求めるのか」を明記した入学者受入方針を明示することで、本学を志願する学生にわかりやすく情報提供する。

また、求める資質の入学者を適切に選抜するため、入学者選抜試験の見直し・改善を図る。

イ 教育課程

(ア) 全学教育研究機構（全学教育の全学的な実施組織）が主体となって、全学教育の充実を図る。

- (イ) 学生の入学前における学習歴の多様化に伴い、高大接続教育を意図した教育課程の編成を行う。
- (ウ) 全学教育科目と学部教育科目との間で教育内容の連携を図りながら、様々な時代的・社会的要請に的確に対応できる能力を育成するように、教育課程の再編成について検討する。
- (エ) 英会話等実践的英語力の向上を目指す。また、東アジア圏の大学と交流を進めていることから、東アジア圏の外国語教育にも重点を置く。
- (オ) 社会の要請に配慮しながら教員免許取得のための教育課程の開設について検討する。
- (カ) 大学院課程では、学士課程との連携を保ちながら専攻分野の深化を図るとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を養うため、教育課程の再編成について検討する。

ウ 教育方法

- (ア) 全学教育では、価値の多様性の理解、学問の体系性や総合性の認識、課題探求に必要な基礎知識とその活用法の修得、実践的な情報処理能力と外国語基礎能力の修得、専門基礎知識の修得を重視して、授業科目を7つのカテゴリーに区分して、講義、演習、実技の授業形態により、全学生に統一して実施する。
- (イ) 学生の入学前における学習歴の多様化に対応できるように、教育方法の見直しを行う。
- (ウ) 特別選抜合格者に対する入学前教育の充実について検討する。
- (エ) 教員とのコミュニケーションにより、授業の理解度を深めるとともに、豊かな人間性を培うオフィスアワー制度などの少人数指導体制を充実する。
- (オ) 単位制度の実質化を図るために、履修登録できる年間の単位数の上限を学科ごとに設定する。

○履修登録できる年間の単位数の設定

現 状 (H 1 8 年度)	目 標 (H 2 2 年度)
7学科 (1年次のみ)	全学科 (全学年)

- (カ) 学士課程におけるシラバスを毎年見直して充実を図るとともに、大学院課程における各授業科目のシラバスを作成する。

(キ) 教育研究の充実と社会のニーズを的確に把握するため、学外の公的試験研究機関や民間の研究所の施設・設備と人的資源を活用する連携大学院方式の推進等に取り組む。

○連携大学院方式の協定書締結件数 (件)

現 状 (H18年度)	目 標 (最終年度)
6	8

(ク) 大学院の各研究科、専攻の学生への研究指導体制の見直しを、全学的視点で行う。

エ 成績評価

(ア) シラバスに掲載する各授業科目の到達目標と成績評価の内容をいっそう明確にする。

(イ) 学内外の実習・演習を含めて達成度を明らかにし、厳格な成績評価、修了認定を行うとともに、成績評価分析を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとするべき措置

ア 教職員の配置等

(ア) 本学の教育目標に則して、新たな学問の展開や社会状況に対応できるように、適切な教員の配置に努める。

(イ) 職員は、適材適所の人事方針により、在任期間の延長、経験者の配属を図るとともに、研修参加を促し、専門性の向上を図る。

(ウ) 大学業務全般に精通している専門職員の採用を検討する。

イ 教育環境の整備

(ア) 語学センターでは、学内LANを利用した英語の自主学習ソフトの利用促進と、貸し出し用教材の充実を図るなど、学生が使える英語を習得できるよう支援体制の一層の充実を図る。また、学内で定期的に実施しているTOEIC IPテストの広報に努める。

(イ) 情報教育センターでは、学生の情報活用能力の向上を図るため、学生の自主学習や教員の教育活動の支援体制の充実を図る。

また、パーソナルコンピュータの活用面で語学センターと相互協力する等、両センターの運営効率化について検討する。

(ウ) 附属図書館では、開館時間の延長や土曜日開館を継続・充実して図書貸出数の増加を

図るとともに、岡山県内の図書館間相互貸借システムへの参加、蔵書の充実等により利便性の向上に努める。

○図書貸出冊数（年間）

現 状 (H 1 8 年度)	目 標 (最終年度)
2 3 , 0 0 0 冊	2 5 , 0 0 0 冊以上

(エ) デザイン学部では、時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。

ウ 教育の質の改善

(ア) 本学の教育、研究、地域・社会貢献及び管理運営に関する評価等の総括を行う評価委員会が、自己点検の企画と実施に当たる。

(イ) 評価委員会が中心となり、学生による授業評価を活用しながら教育内容及び授業方法の改善の取組を推進する。

(ウ) 学内教員相互の授業参観や新任教員に対する研修会等を行う F D (Faculty Development) 活動により、教員の教育技術水準の向上を目指す。

(エ) 教員の個人評価は、教育・研究・社会貢献活動の適切な評価方法・評価基準を定めて実施する。

(オ) 教員の個人評価等を有機的かつ積極的に利活用するとともに、評価結果を適切にフィードバックして、教員の教育についての取組を強化する。

(カ) 教育年報を毎年発行し、本学の教育活動の成果を集約し、各種評価のための資料を提供するとともに、次年度に向けた教育の質の改善の指針を提示する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員が学生のために訪問時間帯を設けて研究室に待機し、授業等の疑問点や個人的な悩みなどの相談を受けるオフィスアワー制度、学生毎にアドバイザー教員を決め進路や学業などの相談を受けるアドバイザー制度、心配ごとや悩みを専門のカウンセラーが聞く「ほっとルーム（学生相談室）」及び保健室の専門の職員が応じる健康管理体制などの充実を図り、自主学習及び生活・進路相談における指導体制を強化する。

イ インターンシップによる学生のキャリア形成を支援するため、学内の「インターン

「シップ推進会議」の活動を充実する。また、「大学コンソーシアム岡山」におけるキャリア教育も活用する。

ウ 県内企業の学内説明会の実施、就職資料室の県内企業コーナーでの情報提供などにより、県内就職を希望する学生が就職活動を効果的に展開できるよう充実を図る。

○卒業生の就職率 (%)

現 状 (H13-18年度平均)	目 標 (最終年度)
9 3	9 7

※就職率=就職者数／就職希望者数

エ 学生が単なる就職活動に止まらず、幅広い人間形成や職業観などを身につけるように、教員はカリキュラム全体を通じてキャリア形成支援に努める。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

学資等が十分でなく就学が困難な学生については、授業料減免制度の活用、各種奨学金の斡旋などにより支援する。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 外国人留学生に対しては、奨学金制度の調査・情報提供、自転車の無償貸与や在留許可更新手続きなどの支援、少人数の学生を教員が担任し、学習面等について指導助言を行うチューター制度などによる支援の充実を図る。

イ 保健福祉学部においては、留学生の積極的な受入（編入学を含む。）体制を構築する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

教員が、学部学生や大学院生の教育及び研究指導を行うには、研究者として十分な能力を備えることが前提であるので、各々の専門分野における国内及び海外の場で研究成果を積極的に発表する。その成果をもとに、学内での競争原理を効果的に適用して教員のレベル向上を図る。

イ 大学として重点的に取り組む課題

前記アに述べた研究者個人の研究活動とともに、学部横断的な共同研究を行う研究体制を組織する。それらにより、県民福祉の増進、文化の向上、産業の発展、地域振興等の課題及び県政の重要な課題に関わる調査研究に重点的に取り組む。

ウ 研究総覧の作成

全学の教員の研究成果を集約した研究総覧を作成し、教員相互の情報交換及び評価に向けて役立てるとともに、学外への情報発信とする。ただし、本学には多様な研究分野が含まれているので、その評価は全学一律に行うのではなく、類似の研究分野の教員間に刺激を与えるようを行う。

エ 研究成果の管理

岡山TLOを活用して教員の発明に係る審査機能を充実させるなど、知的財産の管理・活用等を図る。

オ 倫理審査

倫理的配慮を図るため、教員が人間を直接対象として行う医学、生物学及び関連諸科学の研究を行う場合は、必要に応じて倫理委員会の審査を受ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学外の公的試験研究機関や民間の研究所の施設・設備と人的資源を活用する連携大学院方式を進め、教員の研究活動の活性化にも資する。

イ 地域共同研究機構を主体とした研究組織づくり

前記3(1)イで述べた共同研究を全学で効果的に実施するために、地域共同研究機構が中心となり、学部横断的な研究体制を組織化する。

ウ 学内の競争的研究資金の配分については、本学が定める重点課題に対する解決に向けた着想力及び研究者の業績等を勘案して、研究成果が国際的若しくは国内的に評価されるか又は地域社会に還元される研究へ傾斜配分するシステムの構築に努める。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学部を超えて共同研究等を推進する全学的な組織である地域共同研究機構の機能を強化する。

イ 保健福祉推進センターにおいて、研究会活動を通した学術支援等により、看護師、管理栄養士、社会福祉士、保育士等の専門家の活動能力の向上を図るほか、市町村が開催する保健福祉関連行事や研究活動の支援を行う。また、県民を対象とした、健康・福祉に関する情報発信を行う。

ウ メディアコミュニケーション推進センターにおいて、市町村、学校等が行う広報等におけるデジタル映像の制作指導や技術の向上等を支援とともに、本学の設備を有効に活用して同センターが主体となってデジタル映像を制作し県下に発信する。

エ 県内高校の校長や進路指導担当教員と定期的に協議・情報交換を行い、双方向での学習効果を高める取組を推進する。

オ 移動型情報発信基地の整備

県下各組織・施設からの要望に応え、また、本学からの主体的取組により、移動型の情報発信基地（アクティブキャンパスという）を設け、その活動に大学として支援をし、これを定着させる。

○アクティブキャンパスの開催回数

目 標 (最終年度)
年 間 100回以上

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 地域共同研究機構内の産学官連携推進センターにおいて、産学官連携研究活動を時限的に財政支援を行って育成する「領域」と呼ぶ研究組織を設置する。

イ 教員が企業等を訪問し、研究内容の紹介や技術相談、情報交換を行うアクティブラボ（出前研究室）を進める。

ウ 民間企業出身者を非常勤職員として活用し、共同研究や受託研究の質的・量的拡大に取り組む。

エ 大学の研究内容やその実績を学外に広報し、企業との交流を促進するO P Uフォーラムを本学で定期的に開催する。

オ 岡山T L Oと技術移転のための意見交換を行うなど緊密な連携を図りながら、大学の有する研究成果の地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際交流協定を締結している大学との間で、学生の語学研修及び学生や教員の幅広い分野での教育交流、共同研究等を展開する。

イ 国際交流協定を締結する大学を、東アジアを中心に拡大することに努める。

○国際交流協定締結大学数

現 状 (H18年度)	目 標 (最終年度)
3大学	7大学

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

県内の大学や研究機関等と共同事業を行い、地域社会との連携に努めるとともに、「大学コンソーシアム岡山」が行う、単位互換制度への授業科目の提供や、社会人教育（シティ・カレッジ）への講師派遣等を行う。

また、大学院教育の充実や研究活動の拡充のため、他大学大学院との連携を図るための諸協定の締結を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 全学的な経営戦略の確立

大学運営は、学内コンセンサスの確保に留意しながら理事長（学長）が全学的な立場でリーダーシップを発揮し、学部の枠を超えて学内の資源配分計画を戦略的に策定する。

イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

（ア） 副理事長及び理事に「総務・財務」、「経営」、「教育研究」、「産学官連携」等の担当業務を設定し権限と責任を明確化する。また、外部からの積極的な人材登用に努める。

（イ） 理事長がリーダーシップを発揮するため、経営・企画部門を強化するなど、理事長を支える体制を整備する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、研究科長を兼務し、それぞれの教育研究分野の特性に配慮し、かつ学部全体の意思決定及び運営を効率的に行う体制の構築に努める。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

全学的、中長期的な視点に立ち、大学の目標と教育研究上の重点分野に留意しつつ、教育研究の実績を踏まえて予算や人員の配分を行うシステムを整備する。

イ 各種委員会の役割の明確化

効率的で実効性のある委員会を運営するため、各種委員会を所掌分野に応じて、役員会、経営審議会、教育研究審議会のいずれかに置き、委員会の役割を明確にする。

ウ 教員組織と事務組織との連携強化

機動的な大学運営を行うため、組織における役割分担を明確にしながら、教員組織と事務組織の連携強化を図る。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

法人としての経営管理に関する情報を、様々な広報媒体を活用し公開を推進する。

イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実

大学運営に学外の幅広い意見を反映させるため、理事や審議会等の委員に学外の有識者や専門家を積極的に登用する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 自己点検結果並びに認証評価機関及び地方独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、大学の組織及び業務全般について、継続的な見直しを行う。

イ 監事による法人業務の監査結果を大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学内の各教育研究組織が、十分役割を果たし、地域社会に貢献できるよう、あるべき組織の編成や見直しを継続的に点検・検討する委員会を機能させる。

(2) 教育研究活動の質的向上を図り、競争力のある大学づくりを実現するため、組織の充実を図る。

(3) 全学教育科目に関する教育活動を円滑かつ有効に実施するため、全学教育研究機構の機能の充実を図る。

(4) 全学横断的な産学官連携及び学部間の連携による研究を推進するため、地域共同研究機構の機能の充実を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築

ア 法人の公的な性格を踏まえて適正な業務運営の確保を図りつつ、教育研究活動や地域貢献活動に従事する教員の職務の特性を生かすため、裁量労働時間制や変形労働制等の弾力的な勤務形態の導入を検討する。

イ 多様な知識や経験を有する教員の交流により教育研究の活性化が図られるよう、任期制教員の範囲の拡大を図る。

ウ 地域貢献活動や産学官連携活動など、教員による積極的な学外活動が促進されるよう、本来の教育研究業務に支障のない範囲で、兼職・兼業規制の緩和を図る。

エ 事務職員については、当面は県からの派遣職員で対応するが、民間企業経験者や大学事務の経験者など、多様な人材を活用する方策も検討する。

オ 男女共同参画社会の実現に向け、女性教職員の登用拡大を図るため、女性が働きやすい勤務形態、勤務環境の整備に努める。

(2) 能力・業績等を反映する制度の確立

ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を導入する。

(ア) 「目標管理」と「業績評価」による総合的な評価とする。

評価領域は、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「管理運営」の4つの領域とし、学生による授業評価や学外での研修実績・成果も「業績評価」に加味する。

さらに、学部・学科の特性や教員の役割を踏まえた適正な人事評価制度を整備する。

(イ) 公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、不服申立の仕組みを導入する。

イ 教員の意欲の向上を図るため、能力・業績等が適切に反映されるシステムを構築する。

(ア) 人事評価制度の導入に伴い、教員を対象に人事評価を実施し、その評価結果を研究費の配分、昇任等に反映する。

また、国立大学法人等の動向を踏まえつつ、給料・勤勉手当への反映についても検討する。

(イ) 年俸制の導入も視野に入れた給料構成の検討など、能力・業績主義の観点から、給与体系・構造の見直しを検討する。

(ウ) 特に優秀な成果を上げた教員に対して、法人独自の表彰を行い、内外に公表する。

ウ 事務職員についても能力・業績等が反映される人事評価制度を導入する。

事務職員には、岡山県の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資する制度を導入する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

ア 適切な定数管理のもと、全学的な視点に立って、限られた人材を戦略的・効果的に配置する。

イ 教員の人事に関しては、その公正を期するため、役員会及び教育研究審議会において人事に関する方針及び基準を明確にする。

ウ 理事長は、前記イに基づき全学的な視点に立った適正な教員の採用・昇任のための選考を行う。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとするべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

外部委託することにより経費節約が可能な事務については、外部委託を行い事務処理の効率化・合理化を図る。

イ 業務マニュアルの作成等

事務処理の効率化・合理化を図るため、徹底的な事務処理の見直し、業務マニュアルの作成、情報の共有化を行う。

ウ 弹力的な雇用

繁忙期において、短期雇用の事務職員を採用するなど弹力的な雇用を行い、事務処理の迅速化・効率化を図る。

(2) 事務組織の見直し

簡素で効率的な業務運営を図るため、事務組織については継続的に見直しを行う。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金は、県の認可に係る上限額の範囲内で、他大学の動向、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的な見直しを行う。

イ 学生納付金の納付については、コスト（手数料）、手続の簡便性、安全性、学生の便宜等の観点から収納方法の工夫を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 外部研究資金獲得のため、専門の委員会を毎月開催し、理事長をトップとして、科学研究費補助金をはじめとする文部科学省及び厚生労働省等の競争的研究資金等の獲得に向けた戦略的取組を強化する。

○科学研究費補助金応募件数（年間）

学部名	現状(H13-18年度平均)	目標(最終年度)
保健福祉学部	21件	42件以上
情報工学部	23件	40件以上
デザイン学部	2件	4件以上

イ 研究助成金の公募情報について、きめ細かく周知を図るなど地域共同研究機構の機能強化を図る。

ウ 産学官連携をさらに進め、共同研究・受託研究・教育研究奨励寄附金の外部研究資金の獲得をより一層推進する。

○外部研究資金獲得件数（年間）

項目	現状(H13-18年度平均)	目標(最終年度)
----	----------------	----------

共同研究	17件	28件以上
受託研究	7件	14件以上
教育研究奨励寄附金	19件	25件以上

エ 外部研究資金獲得を促進するため、資金を獲得した教員に対し、教育研究上の優遇措置を付与する仕組みを検討する。

(3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用のもと、地域社会の要請に対応した専門分野の有料の講習会・研究会等を実施する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 大学施設を有効に活用するため、施設設備の利活用状況の調査を定期的に行い、不十分な状況の場合には使用の見直しを行う。

(2) 教育研究の水準の向上の視点に立って、教育研究施設等の計画的な維持管理、補修を行う。

(3) 大学施設は、教育・研究等大学運営に支障のない範囲で利用者に応分の負担を求めつつ、学外への貸付を行うことを検討する。

(4) 資産運用、資金管理については、法律で認められた範囲内での競争原理を活かした余裕資金の運用を図るなど、安全性、安定性等を考慮しつつ、効果的に行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 設備維持管理等の契約期間の複数年度化や契約の集約化など、契約方法の弾力化を通じて、経費を削減する。

(2) 費用の節減、事務の効率化が図れる業務に関しては、簡素化・合理化や外部委託の拡大を図るなどの業務改革を行い、効果的・効率的な運営を行う。

(3) 教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、適切な規模の教職員配置を実現するため、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。

(4) 経費の効果的・効率的活用を図るため、教職員に対し、コスト意識の涵養に取組む。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 大学が教育研究の質的な充実を図るとともに、教育研究活動の透明性を高めるため、運営や教育・研究活動を自己点検・評価するシステムとして、評価委員会を役員会の下に配置し、定期的に自己点検・評価を行う。
- (2) 客観的な評価を行うため、認証評価機関による第三者評価を受ける。
- (3) 前記(2)の結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、教育研究の質の一層の向上を図る。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 総括的な広報責任者を置き、全学的視野に立ち戦略的に広報活動を展開できる体制を強化する。
- (2) 県民への説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供をホームページ、冊子等を通じて積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究機能を充実させるため、設備の整備や高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施する。その際、ユニバーサルデザインに配慮する。
- (2) 電気通信設備、給排水衛生設備、空調設備等の更新時には、省エネルギー効果の高い設備の導入を行い、エネルギー使用の効率化を図る。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 労働安全衛生法や消防法等関係法令を踏まえた全学的な安全衛生管理体制を確立・強化する。
- (2) 施設設備の定期点検を確実に実施し、安全に維持するための全学的な管理体制を強化

する。

(3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等の人権侵害を防止するため、相談、啓発、問題解決等に全学的に取り組む体制を整備する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成19年度～平成24年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	15,230
自己収入	6,444
授業料及び入学金検定料収入	6,237
雑収入	207
受託研究等収入及び寄附金収入	444
計	22,118
支出	
教育研究経費	4,688
人件費	14,412
一般管理費	2,574
受託研究等経費及び寄附金事業費等	444
計	22,118

[積算にあたっての基本的な考え方]

- 中期目標期間中の予算は、平成19年度の予算の見積額を基準として一定の抑制を図っている。
- 物価変動及びベースアップは、考慮していない。

[人件費の見積り]

- 人件費の見積りについては、人員を一定のものとして見込んで試算している。
- 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて計算し、その額が運営費交付金で措置されているものとして見込んでいる。

[運営費交付金の算定方法及び今後の方針]

$$\text{運営費交付金} = \text{教育研究経費} + \text{人件費} + \text{一般管理費} - \text{自己収入}$$

- 平成19年度は、岡山県が予算編成方針に従い、実績に基づき個別に積算している。
- 平成20年度以降の運営費交付金については、改訂第3次行財政改革大綱の方針に沿って積算しているが、なお、平成22年度以降については、それまでの数年間の経営状況を踏まえ算定方法について再度検討される可能性がある。

[受託研究等の見積り]

- 受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績を勘案し試算している。

2 収支計画（平成19年度～平成24年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	21,392
経常費用	21,392
業務費	19,261
教育研究経費	4,405
受託研究等経費	333
寄附金経費	111
役員人件費	216
教員人件費	11,874
職員人件費	2,322
一般管理費	1,927
財務費用	—
雑損	—
減価償却費	204
臨時損失	—
収入の部	21,392
経常収益	21,392
運営費交付金	14,583
授業料収益	4,984
入学金収益	689
検定料収益	281
受託研究等収益	333
寄附金収益	111
財務収益	—
雑益	207
資産見返負債戻入	204
資産見返運営費交付金等戻入	204
資産見返物品受贈額戻入	—
臨時利益	—
純利益	—
総利益	—

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費及び同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び同事業収益を含む。

3 資金計画（平成19年度～平成24年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	
業務活動による支出	22,335
投資活動による支出	21,188
財務活動による支出	930
次期中期目標期間への繰越金	—
	217
資金収入	
業務活動による収入	22,335
運営費交付金による収入	22,329
授業料及び入学金検定料による収入	15,230
受託研究等収入	6,237
寄附金収入	333
その他の収入	111
投資活動による収入	418
財務活動による収入	—
前期中期目標期間よりの繰越金	—
	6

注) その他の収入には、岡山県立大学学術研究振興基金211百万円を承継する予定であるが、当該基金は、中期目標期間を超えて繰り越す予定である。